



2021年8月13日

各 位

会社名 株式会社 E d u L a b
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 高村 淳一
(コード 4427 東証第一部)
問合せ先 代表取締役副社長兼 CFO 関 伸彦
(TEL. 03-6625-7710)

2021年9月期第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書提出に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15の2第1項に規定する四半期報告書の提出期限延長に係る承認申請書を関東財務局へ提出することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 対象となる四半期報告書

2021年9月期第3四半期報告書(自2021年4月1日至2021年6月30日)

2. 延長前の提出期限

2021年8月16日(月)

3. 延長が承認された場合の提出期限

2021年9月16日(木)

4. 提出期限の延長を必要とする理由

2021年8月2日付で公表いたしました「特別調査委員会設置及び2021年9月期第3四半期決算発表延期に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、当社は、当社及び当社の連結子会社である株式会社教育測定研究所とその特定の顧客との間の一部取引(以下「本件取引」といいます。)において、一連の経緯や価格の妥当性を踏まえた経済合理性について、当社と利害関係を有さない弁護士及び公認会計士からなる特別調査委員会による調査を進めております。

特別調査委員会は、本件取引に関して、経済合理性、具体的には、取引先との交渉過程、社内承認手続き、計上方法の決定、価値算定手続き等の事情について、関係者のヒアリングや関係データのレビュー等により、調査を鋭意進めております。なお、連結財務諸表等への影響の有無の確認も特別調査委員会による調査の目的の1つであり、当該調査の結果、仮に過去の会計処理に修正が必要となった場合には、当社の会計監査人である有限責任 あずさ監査法人(以下「あずさ監査法人」といいます。)において適切な会計処理の再検証等の追加手続きが発生いたします。

特別調査委員会が調査を完了し、当社が最終の調査報告書を受領するまでに一定の期間が必要となる予定であり、また、あずさ監査法人による監査手続にも一定の時間を要することを見込んでおりますため、当社があずさ監査法人から四半期レビュー報告書を受領できる時期が、2021年9月期第3四半期報告書の提出期限に間に合わない見込みとなりました。

以上により、当社は、本日、2021年9月期第3四半期報告書の提出期限の延長に係る承認申請書を関東財務局に提出することといたしました。

5. 今後の予定

今回の提出期限延長の申請が承認された場合には、速やかにお知らせいたします。
なお、特別調査委員会の調査報告書につきましては、受領後、速やかにお知らせいたします。

以 上